

新潟市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月28日

新潟市長 中原 八一

新潟市条例第46号

新潟市体育施設条例の一部を改正する条例

新潟市体育施設条例（昭和39年新潟市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表新潟市潟東体育館の項を削る。

別表第2の1（1）の表中

「新潟市西川体育センター」 「新潟市西川体育センター
に改める。

新潟市潟東体育館 を 新潟市中之口体育館 」

新潟市中之口体育館 」

別表第2の2中（44）の表を削り、（45）の表を（44）の表とし、（46）の表から（53）の表までを1表ずつ繰り上げる。

別表第3新潟市潟東体育館の項を削る。

附 則

この条例は、平成31年7月1日から施行する。